

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

令和 6 年 3 月 1 8 日

福島県総務部施設管理課長

業務名	県庁舎等警備業務
質 問 事 項	
<p>1 一般共通事項 ～仕様書 1 共通事項 勤務条件（特記様式 4） 本年度から本庁舎平日日勤警備員数だけでも 9 名以上に増えていますが、庁舎内の警備員同士業務連絡は「無線機」の使用（インカム式持込）をすることは問題ないでしょうか？</p> <p>2 その他の緊急時の措置として ～仕様書Ⅱ共通事項 3（7）オ（イ） 各種災害時の対応 ～仕様書Ⅱ共通事項 3（8）ア～ウ 業務の担当責任者（受託者）は 通常時、常に連絡の取れる体制を維持（24 時間対応） 緊急時、対応できる状態（25 分以内に臨場） という体制でよろしいでしょうか？ ※「機械警備の即応体制に準ずる」</p> <p>3 仕様書に無い事項</p>	<p>県内で災害発生時など、庁舎利用状況が変わり、業務の人数や時間などの変更（追加）が発生したときには、受託会社は可能な限り（協議の上）対応することによろしいでしょうか？弊社は可能な限り対応しています。</p>
回 答 事 項	
<p>1 差し支えありません。なお、使用する無線機の仕様については、庁舎設備への影響を踏まえ、落札後別途協議します。</p> <p>2 原則は貴見のとおりですが、緊急時、業務の担当責任者が対応できない場合（25 分以内に臨場できない場合）は、当業務を熟知している代替の者が対応することを可能とします。</p> <p>3 別途協議のうえ対応することで差し支えありません。</p>	